

# 損害保険 そのほかの保険

あんびる えつこ Ambiru Etsuko 文部科学省消費者教育アドバイザー  
「子供のお金教育を考える会」代表 (<http://www.kids-money.jp/>)。著書に「アクティブ・ラーニングで楽しく！消費者教育ワークショップ実践集」(大修館書店、2018年)ほか

## お金理解度チェック

次の①～③のうち、内容が合っていると思うものの□に✓をしましょう。

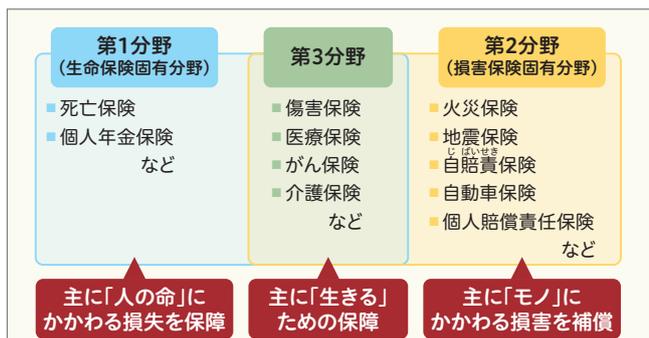
- ① 保険は保険業法により大きく3つの分野に分けられている
- ② 損害保険は基本的に、あらかじめ約定された金額を給付する「定額払い」である
- ③ 損害保険は「クーリング・オフ」の対象となる

内容が合っているもの(✓)は……①③

## 保険は3つの分野に大別される

保険は保険業法により大きく3つの分野に分けられています(図1)。第1分野といわれているのは人の生死に関する「生命保険」で、生命保険会社を取り扱っているものです。第2分野は事故など偶然のリスクによって生じる損害をてん補する「損害保険」で、損害保険会社が担っています。この2つの分野の間に位置づけられているのが第3分野で、具体的には「医療保険」「がん保険」「介護保険」などがこれに当たり、生命保険会社と損害保険会社ともに保険商品を販売しています。保険法においては、この第3分野の保険を保険金の支払い方法により、契約時に定めた一定額を支払う「傷害疾病定額保険契約」と、実際に出費した費用を補償する「傷害疾病

図1 保険の3つの分野



損害保険契約」との2つに分類しています。

今回は損害保険と第3分野の保険について、みていきましょう。

## 細かいニーズに対応する損害保険

損害保険は、日常の色々な損害に対して備えるため商品も多岐にわたり、その中から自分のニーズに合った補償を選んで加入することができます(図2)。また、一口に「火災保険」といっても、近くに河川がある場合には水害補償を、マンションの中・高層階なら水害補償を外して風災の補償を……といった具合に自由に補償内容を選ぶことができるものもあります。注意したいのは、補償の範囲が細かく決められており、その範囲から外れた事故や災害には、保険金が支払われない点です。「〇〇保険」といった名称だけで安心せず、補償される内容、補償されない場合などをよく確認する必要があります。

## 損害保険で気をつけたい「重複契約」

事前に決められた金額を給付する「定額払い」の生命保険と異なり、損害保険は被った被害分だけを補償する「実損払い」が中心であるという点にも注意が必要です。実損払いですから実損以上の保険金が下りることはありません。加入

図2 主な損害保険

名称	概要	
	自賠責保険	自動車事故により他人を死傷させた場合の損害に備える(すべての自動車・バイク所有者に義務づけ)
	自動車保険	自動車事故による損害(他人を死傷させた場合、他人の自動車や建物などを壊してしまった場合、自分のけが、自分の自動車の損害)に備える(任意)
	火災保険	自宅・家財の火災、台風や洪水といった自然災害(地震・噴火・津波を除く)などによる損害に備える
	地震保険	自宅・家財の地震・噴火・津波による損害(火災・損壊・埋没・流失等)に備える(火災保険に付帯)
	傷害保険	けがによる損害に備える(病気を除く)
	医療保険	けがや病気による損害に備える
	海外旅行保険	海外旅行中のけがや病気、携行品損害、賠償損害、捜索救助費用などに備える
	国内旅行傷害保険	国内旅行中のけが、携行品損害、賠償損害、捜索救助費用などに備える保険(病気を除く)
その他	個人賠償責任保険	日常生活において他人に損害を与えてしまった場合に備える
	ペット保険	ペットのけがや病気による治療費等に備える

していたすべての保険の保険金がもらえるわけではないため、重複していた場合には一部の保険料が無駄になってしまうことがあります。

補償が重複しやすいものに「個人賠償責任保険(特約を含む、以下同)」があります。個人賠償責任保険は、日常生活で誤って他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。重複しやすいのは、補償対象者が記名被保険者だけでなく配偶者、同居の親族、別居の未婚の子……など広がったり、自動車保険や火災保険、傷害保険の特約、クレジットカードなどの付帯保険などにセットされていたりすることがあるためです。

自治体で義務化されるようになってきた「自転車保険」は、実は個人賠償責任保険と、自分がけがをした場合に備える傷害保険がパッケージされていることが多いものです。慌てて加入せず、既に参加している保険を確認することで重複加入を防ぐことができます。

既に参加している保険があった場合でも補償額や条件など内容を確認し、今参加している保険で本当に対応できるのかを検討するようにしましょう。

### 第3分野は給付条件に注意

長生きのリスクに対応した第3分野の保険は、

今、注目されている分野です。公的保障での不足を補う保険は、まずは公的保障でどの程度賅えるのかを理解しておくことが大前提になります。

また給付を受けるための条件などの確認も重要です。例えば、がん保険の場合、保険加入後90日間の免責期間があったり、商品によって給付金の支払い条件などが異なっていたりします。また(民間)介護保険などは、要介護状態になっても、各社で定めた条件を満たさなければ、給付金はもらえません。支給基準が公的介護保険に連動している場合は、法改正に伴い保障内容が変わる可能性もあります。保険金をもらう時のことを考え、納得して加入するようにしましょう。

### クーリング・オフの対象になる場合

損害保険なども生命保険と同様に「クーリング・オフ」の対象になります。損害保険は、保険期間が短期の商品も多いのですが、保険期間が1年以内の場合、適用外になります。またネットや郵便等の通信販売、保険ショップや代理店に自ら出向いて申込みをした場合なども基本的に適用されません。ただし会社によっては独自に対応する制度を設けているところもあるようです。なおクーリング・オフの申し出は、契約を取り扱った代理店ではなく、保険会社に郵送で行います。